

包括的模倣品対策強化法案(PRO-IP 法案)、議会を通過し大統領の署名待ちへ

2008年9月29日
JETRO NY 中楨、横田

議会休会を目前に、審議待ち法案を通過させる動きが活発化する中、米国上下両院は、26日(上院)、28日(下院)と、相次いで包括的な模倣品・海賊版対策法案(PRO-IP 法案)を承認した。通過法案は大統領府に送られ、これにより同法案成立には大統領の署名を残すのみとなった。

今回通過した法案は、既に上院司法委員会により承認されていた「Enforcement of Intellectual Property Rights Act of 2008(S3325)¹」が、上院本会議で、下院本会議を通過している法案「Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008」(PRO-IP法案(HR4279)²)と全く同じ名称に修正されたもの。形式的には両者は別の法案であり、上院通過後、新たに下院を通過する必要があった。

上院本会議は、26日、同法案に対し、一部修正の上、発声採決による全会一致で同法案を承認した後、法案を下院へ送り返す形となった。それを受けた下院では、週末にあたる27日、28日と本会議で議論し、28日に採決を行い、381対41(棄権11)³の圧倒的賛成多数により同法案を承認した⁴。

上院本会議に先立ち、司法省・商務省は、著作権侵害に対する司法省(長官)への民事的執行権限の付与(第1章)、及び大統領府への知的財産執行調整官(IPEC)の設置(第4章)に対して反対意見を表明していたが⁵、本会議に際してレーヒ司法委員長より提出された修正案では、第1章は削除されたものの、第4章は削除されていない⁶。また、それ以外にも細かな修正が多くなされているが、大きな内容変更はなく、当該修正案がそのまま上下両院を通過した⁷(通過法案の概要は以下参照)。

¹ [080912【米国IP情報】包括的模倣品対策強化法案\(上院版PRO-IP法案\)、上院司法委員会を通過](#) 参照
法案の概要等は、[080725【米国IP情報】上院に包括的模倣品対策強化法案\(上院版PRO-IP法案\)が上程される](#) 参照

² [080510【米国IP情報】模倣品・海賊版対策法案\(PRO-IP法案\)、下院本会議を通過](#) 参照

³ 投票結果の詳細は、<http://clerk.house.gov/evs/2008/roll664.xml>を参照

⁴ 下院本会議で PRO-IP 法案(HR4279)が採決された際には、410対11(棄権12)であり、本法案採決では反対票が増えている。

⁵ 第1章に対して、司法省が執行した民事訴訟による損害賠償金が著作権者に還元されること、税金で運営される司法省検察官が著作権者のための無料弁護士となるようなものであること、特定産業のためにリソースを割くことになることについて懸念、第4章に対して、現政権の体制や組織への政治介入に懸念。

⁶ 上院本会議では全会一致で承認したものの、第4章に係る司法省・商務省の懸念(脚注5参照)と同様の懸念を示した議員あり。

⁷ 通過法案は[こちら](#)を参照

7月24日に上院に上程された後、議会休会直前で法案通過の動きが勢いづく中とはいえ、ここまで迅速に同法案の審議が進められたのは、米産業界の高い支持がその原動力となっていると思われる。それをあらわすように、本法案の上院通過後、及び下院通過後、ただちに、米国商工会議所や全米製造業者協会(NAM)、全米レコード協会(RIAA)、全米映画協会(MPAA)、コピーライトアライアンス等が相次いで歓迎の意を表している⁸。なお、本法案の共同提案者は、ヒラリー・クリントン上院議員(民、ニューヨーク)をはじめ最終的に21名が名を連ねている⁹。

<上下両院を通過した PRO-IP 法案(S3325)の概要>

- 著作権・商標権侵害に関する民事規定の強化
 - ・ 著作権侵害の差押え対象に、侵害に関わる物の製造・販売・受領を記録した文書も含むよう規定。併せて裁判所による差押え対象物に係る秘密保持命令の権限を付与。(法案 102 条)
 - ・ 商標権の故意侵害における三倍賠償規定を強化するとともに、法定賠償額を現行の二倍に引き上げ。(法案 103、104 条)
 - ・ 著作権法に海賊版の輸出行為の禁止規定を明文化。(法案 105 条)
- 知的財産権侵害に関する刑事規定の強化
 - ・ 模倣品・海賊版の差押え・破棄に関する各刑事手続条項の整合性をとる。(法案 201、202、203、204、206、207、209 条)
 - ・ 模倣品取引行為の刑事罰規定に関して、身体及び生命に重大な危険をもたらす犯罪の量刑を引き上げる。(法案 205 条)
 - ・ 模倣品の輸出行為及び積替行為の禁止規定を明文化(法案 205 条)¹⁰
- 知的財産のエンフォースメント強化のための知的財産執行調整官(IPEC)の設置と共同戦略プラン策定
 - ・ 大統領府に知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator)ポストを新設。同調整官は大統領により任命される(上院の助言と承認が必要)。(法案 301 条)
 - ・ 同調整官を議長とし、関係省庁¹¹高官が委員を努める知的財産執行諮問委員会(advisory committee)を設置する。(法案 301 条)

⁸ 各団体の声明は、次を参照。[全米商工会議所](#)、[全米製造業者協会\(NAM\)](#)、[全米レコード協会\(RIAA\)](#)、[全米映画協会\(MPAA\)](#)、[コピーライトアライアンス](#)

⁹ <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:SN03325:@@P>

¹⁰ 上院提出時の法案では、商標法に明文化予定であったが、修正され刑事手続の 18 U.S.C. 2320 に規定

¹¹ 関係省庁は、行政管理予算局、司法省関係部局、米国特許商標庁及び商務省関係部局、米国通商代表部、国務省、国土安全保障省、食品医薬品局、農務省、その他大統領が必要と認める部局、米国著作権局等(規定掲載順)。

- ・ 法案施行後 12 月以内、及びその後 3 年毎に模倣品・海賊版対策の共同戦略プラン(Joint Strategic Plan)を策定。毎年年末までに委員会の年次活動報告書を作成し議会へ提出する。(法案 303、304 条)
 - ・ NIPLECC を廃止しつつ、その人員等を IPEC が活用可能とする。(法案 305 条)
- 地方の法執行に関する助成金の交付や、新たな捜査ユニットの設置、リソース強化のための予算措置など司法省の知財エンフォースメント活動を強化¹²
- ・ 州政府に対する知的財産エンフォースメントのための助成金(09-13 年まで毎年度 2500 万ドル)の交付を規定。(法案 401 条)
 - ・ 司法省Criminal Division内のコンピュータ犯罪及び知的財産セクション(CCIPS)及びコンピューターハッキング及び知的財産犯罪ユニット(CHIP)¹³のリソースを強化する。(法案 402.条)
 - ・ FBIと司法省に知財犯罪に係る捜査や訴訟支援に係る人員やトレーニング拡充のための追加的予算措置¹⁴。(法案 403 条)
 - ・ 司法省は、毎年 5 月 1 日までに、法案 401 条や 402 条、403 条に係る活動をはじめ、その他の知財犯罪に係る執行活動の状況や評価等に関する年次報告を作成し、議会へ提出する。(法案 404 条)
- その他の規定
- ・ 米国会計検査院(GAO)は、米国産業界/経済全体に与える模倣品の影響を定量化することにより、連邦政府が如何に知財を一層適切に保護できるかを判断するための研究を実施し、議会への報告する(法案 501 条)
 - ・ GAO は、本法案に記された IPEC 及び司法省の活動状況や効率性、業務の重複可能性、並びに当該活動の改善策等を監査し、議会に報告する(法案 502 条)
 - ・ Sense of Congress(議会決議案の一種)¹⁵として、知財の重要性及び模倣品・海賊版被害の深刻さやテロ組織との関わりや司法省は効果的なエンフォースメントの実施を最優先すべきことなどを示唆(法案 503 条)。

(了)

¹² 上院提出時の法案で規定されていた国際知的財産法執行調整官(International Intellectual Property Law Enforcement Coordinator)の設置規定は削除された。

¹³ コンピュータ犯罪や知的財産事件の集中する地域(カリフォルニア、ニューヨーク等)において、こうした事件を専門に扱うために設置されたユニット(<http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/chipfact.htm>)

¹⁴ FBIと司法省 Criminal Division に 09-13 年度まで毎年度 1000 万ドルづつ。

¹⁵ 「Sense of the Congress」に法的拘束力はないが、重要案件に関し議会としての意見を表明するもの。法案に付記されることが多い。